

**訪問型サービス（独自）サービスコード表**  
**【四街道市総合事業指定相当訪問型サービス（現行相当サービス）】**

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合 成 単位数	算定単位	
	種類	項目					
A2	1111	訪問型サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス 1 1 日割		日割の場合	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス 1 2 日割		日割の場合	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス 1 3 日割		日割の場合	123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287	
A2	2511	訪問型サービス 2 2		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A2	2621	訪問型サービス 2 3		(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220	
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 (20分未満)	163単位	163	
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者等50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算 2		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算 3			所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000加算		
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の 221/1000加算	
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の 208/1000加算	
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の 200/1000加算	
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の 187/1000加算	
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の 184/1000加算	
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の 163/1000加算	
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 163/1000加算	
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 8	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)		所定単位数の 158/1000加算		
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 9	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)		所定単位数の 142/1000加算		
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)		所定単位数の 139/1000加算		
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)		所定単位数の 121/1000加算		
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)		所定単位数の 118/1000加算		
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)		所定単位数の 100/1000加算		
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)		所定単位数の 76/1000加算		

色分け  
 赤字→変更  
 黄色→新規  
 灰色→廃止